

建設工事入札参加者に係る資格格付要領

(目的)

第1条 兵庫県建設工事入札参加者選定要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する格付等級の算定については、この要領の定めるところによる。

(総合数値)

第2条 総合数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29の規定に基づく総合評定値（経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定結果に係る数値をいう。以下同じ。）に技術評価数値、社会貢献評価数値及び資格制限・指名停止数値を合算した数値（以下「技術・社会貢献評価数値」という。）を加算して算定するものとする。

(総合評定値)

第3条 入札参加を希望する工事の種類について、要綱別表第1において必要とされる建設業法上の許可業種が複数ある場合の総合評定値は、そのうち最も大きなものとする。

(技術・社会貢献評価数値)

第4条 技術・社会貢献評価数値に係る項目、反映する期間、要件及び点数は、別表のとおりとする。

- 2 各入札参加資格者に係る技術評価数値、社会貢献評価数値及び資格制限・指名停止数値は、別表の項目のうち当該入札参加資格者が該当する項目の点数を合算した数値とする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成14年2月1日から施行する。ただし、第4条第2号及び第3号の規定は平成14年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の要領第2条及び第4条の規定は、平成15年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年2月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号の規定は、

平成16年7月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領第4条の規定は、平成16年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成17年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領第4条の規定は、平成17年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領第4条の規定は、平成18年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領第4条の規定は、平成19年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要領第4条の規定は、平成20年度以後の建設工事入札参加者に係る資格格付について適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に改正前の要領別表の社会貢献評価数値における項目8(1)の要件に該当し、平成25年度の資格格付に適用された者に係る点数については、改正後の要領別表において当該項目の点数に規定する基準点とする。

3 この要領の施行の日前に改正前の要領別表の社会貢献評価数値における項目8(8)又は(9)の要件に該当し、平成25年度若しくは平成26年度の資格格付に適用された者に係る点数の反映する期間については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に改正前の要領別表の技術評価数値における項目6の要件(1)に該当し、平成29年度又は平成30年度の建設工事入札参加者に係る資格格付に適用された者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の要領別表の社会貢献評価数値における項目5及び項目6の点数は、平成30年度の建設工事入札参加者に係る資格格付から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領別表の技術評価数値における項目7の要件(2)及び(3)並びに社会貢献評価数値における項目9の(6)及び(7)の点数は、平成31年度の建設工事入札参加者に係る資格格付から適用する。

附 則
(施行期日)
この要領は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

【技術評価数値】

項目	反映する期間	要件	点数											
1 ISO9001 認証取得	建設工事入札参加資格者となった日からその資格の有効期間の末日まで。ただし、建設工事入札参加資格審査申請以後その年の12月末日までにその要件を欠いた場合は、その要件を欠いた日の属する年の翌年の6月末日まで。	建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所の全てが、JISQ9001（ISO9001）を公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認証機関に認定されている審査登録機関から認証されている場合	16点											
2 CPDS、 CPD（継続 学習制度）単 位取得者在 籍		一般土木工事の入札に参加を希望する者が、建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の入札参加資格者名簿更新の申請時に、当該申請日の5年前に当たる日の属する年の1月1日から5年間に一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における学習履歴を20ユニット以上取得している職員を在籍させている場合	各6点											
		造園工事の入札に参加を希望する者が、建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、当該申請日の5年前に当たる日の属する年の1月1日から5年間に造園CPD協議会（事務局：公益社団法人日本造園学会）の造園CPD（継続教育）制度における学習履歴を50単位以上取得している職員を在籍させている場合												
		建築一式工事の入札に参加を希望する者が、建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、当該申請日の5年前に当たる日の属する年の1月1日から5年間に建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）の建築CPD（継続教育/職能開発）情報提供制度における学習履歴（同運営会議に属する団体の学習履歴を含む。）を50認定時間以上（建築士分）取得している職員（建築士）を在籍させている場合												
		電気工事の入札に参加を希望する者が、建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、当該申請日の5年前に当たる日の属する年の1月1日から5年間に次のいずれかの団体のCPD情報提供制度における学習履歴を単位以上取得している職員を在籍させている場合												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築CPD運営会議 （事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本建築士会連合会</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本建築家協会</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人建設業振興基金</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人建築設備技術者協会</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人空気調和・衛生工学会</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>		団体	単位	建築CPD運営会議 （事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）	12	公益社団法人日本建築士会連合会	12	公益社団法人日本建築家協会	12	一般財団法人建設業振興基金	12	一般社団法人建築設備技術者協会
団体	単位													
建築CPD運営会議 （事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）	12													
公益社団法人日本建築士会連合会	12													
公益社団法人日本建築家協会	12													
一般財団法人建設業振興基金	12													
一般社団法人建築設備技術者協会	35													
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50													

		<p>管工事の入札に参加を希望する者が、建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、当該申請日の5年前に当たる日の属する年の1月1日から5年間に次のいずれかの団体のCPD情報提供制度における学習履歴を単位以上取得している職員を在籍させている場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築CPD運営会議 (事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本建築士会連合会</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本建築家協会</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人建設業振興基金</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人建築設備技術者協会</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人空気調和・衛生工学会</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	団体	単位	建築CPD運営会議 (事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター)	12	公益社団法人日本建築士会連合会	12	公益社団法人日本建築家協会	12	一般財団法人建設業振興基金	12	一般社団法人建築設備技術者協会	35	公益社団法人空気調和・衛生工学会	50	
団体	単位																
建築CPD運営会議 (事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター)	12																
公益社団法人日本建築士会連合会	12																
公益社団法人日本建築家協会	12																
一般財団法人建設業振興基金	12																
一般社団法人建築設備技術者協会	35																
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50																
3 さわやかな 県土づくり賞 受賞	受賞年度の翌年度の7月1日から2年間	さわやかな県土づくり賞を受賞した場合	16点														
4 人間サイズの まちづくり 賞受賞		人間サイズのまちづくり賞(知事賞)を受賞した場合	8点														
5 兵庫県優秀 施工者賞受賞		被雇用者が兵庫県優秀施工者賞を受賞した場合	4点														
6 VE提案	要件に該当した年度の翌年度の7月1日から2年間	<p>(1) 県が発注する建設工事の入札参加申込時において技術提案を行い、提案内容がVE提案を審査する機関から適正と認められ当該提案をもって入札した場合</p> <p>(2) (1)に該当し、落札者となった場合</p> <p>(3) 県と契約した建設工事の施工時において技術提案を行い、提案内容がVE提案を審査する機関から一定の水準に達していると認められた場合</p> <p>(4) (3)に該当し、当該提案が採用された場合</p>	左記要件に該当するごとに8点(上限48点)														
7 建設労働災 害防止活動		<p>(1) 建設業労働災害防止協会兵庫県支部が実施する講習会、研修会、安全大会等又は他の団体が実施するこれらと同等と認められる講習会等に参加して労働災害の防止に取り組んだ場合</p> <p>(2) 建設業労働災害防止協会から委嘱を受けた安全指導者として、県内業者を対象とした現場指導に取り組んだ者を在籍させている場合</p> <p>(3) 建設業労働災害防止協会から新たに安全指導者として委嘱を受けた者を在籍させている場合</p>	<p>(1) 6点</p> <p>(2) 6点</p> <p>(3) 4点</p>														

<p>8 工事成績</p>	<p>建設工事入札参加資格者となった日又は建設工事入札参加資格者名簿の更新日（各年度の7月1日（以下この表において「名簿更新日」という。）から次の6月末日まで。</p>	<p>①一般土木工事、②アスファルト舗装工事、③造園工事、④建築一式工事、⑤電気工事及び⑥管工事のいずれかの工種の入札に参加を希望する者が、名簿更新日の属する年度の直前8年度間に当該工種の県発注工事を完成して工事成績評定点を有する場合</p>	<p>点数は、その者の入札参加を希望する工種の平均工事成績点に応じて次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="948 423 1437 826"> <thead> <tr> <th>平均工事成績点</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td> <td>120点</td> </tr> <tr> <td>80点から84点まで</td> <td>90点</td> </tr> <tr> <td>75点から79点まで</td> <td>60点</td> </tr> <tr> <td>70点から74点まで</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>65点から69点まで</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>60点から64点まで</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td>59点以下</td> <td>-40点</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平均工事成績点の算定 ア 各工種の入札に参加を希望する者の平均工事成績点は、その者が名簿更新日の属する年度の直前8年度間に完成した当該工種の県発注建設工事の工事成績評定点の平均点（小数点以下切捨て）とする。 イ 共同企業体の構成員としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の工事成績評定点も含めて平均工事成績点を算定する。</p>	平均工事成績点	点 数	85点以上	120点	80点から84点まで	90点	75点から79点まで	60点	70点から74点まで	30点	65点から69点まで	0点	60点から64点まで	-20点	59点以下	-40点
平均工事成績点	点 数																		
85点以上	120点																		
80点から84点まで	90点																		
75点から79点まで	60点																		
70点から74点まで	30点																		
65点から69点まで	0点																		
60点から64点まで	-20点																		
59点以下	-40点																		

【社会貢献評価数値】

項目	反映する期間	要件	点数										
1 障害者雇用	建設工事入札参加資格者となった日からその資格の有効期間の末日まで。ただし、建設工事入札参加資格審査申請以後その年の12月末日までにその要件を欠いた場合は、その要件を欠いた日の属する年の翌年の6月末日まで。	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定により身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「対象障害者」という。）の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有する者が、建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時の直前の6月1日において、対象障害者である労働者（以下「障害者」という。）を雇用している場合</p> <p>点数は、障害者の雇用状況に応じて次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害者の雇用状況</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定雇用障害者数以上</td> <td>40点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用障害者数の3分の2（1人未満切捨て。以下同じ。）以上</td> <td>24点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用障害者数の3分の1以上3分の2未満</td> <td>16点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用障害者数の3分の1未満</td> <td>8点</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）「法定雇用障害者数」は、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定めるところによる。</p>	障害者の雇用状況	点数	法定雇用障害者数以上	40点	法定雇用障害者数の3分の2（1人未満切捨て。以下同じ。）以上	24点	法定雇用障害者数の3分の1以上3分の2未満	16点	法定雇用障害者数の3分の1未満	8点	<p>上記の報告義務を有しない者が、建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、障害者を雇用している場合</p>
障害者の雇用状況	点数												
法定雇用障害者数以上	40点												
法定雇用障害者数の3分の2（1人未満切捨て。以下同じ。）以上	24点												
法定雇用障害者数の3分の1以上3分の2未満	16点												
法定雇用障害者数の3分の1未満	8点												
2 ひょうご障害者ハート購入企業認定	要件に該当した年度の翌年度の7月1日から1年間	ひょうご障害者ハート購入企業として認定を受けた場合	8点										
3 環境負荷削減活動	建設工事入札参加資格者となった日からその資格の有効期間の末日まで。ただし、建設工事入札参加資格審査申請以後その年の12月末日までにその要件を欠いた場合は、その要件を欠いた日の属する年の翌年の6月末日まで。	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア ISO14001認証取得 建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所の全てが、JISQ14001（ISO14001）をJAB又はJABと相互承認している認証機関に認定されている審査登録機関から認証されている場合</p> <p>イ エコアクション21認証取得 建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、登録を希望する本店及び支店等営業所の全てが、一般財団法人持続性推進機構から認証されている場合</p>	16点										
4 建設雇用改善優良事業所兵庫県知事表彰	表彰年度の翌年度の7月1日から2年間	建設雇用改善優良事業所兵庫県知事表彰を受けた場合	8点										
5 兵庫県納税功労者表彰		兵庫県納税功労者表彰を受けた場合	8点										

6 県内新規中小企業者	建設工事入札参加資格者となった日又は名簿更新日から次の6月末日まで。	<p>兵庫県内に本社（店）等を有する中小企業者であつて、建設工事入札参加資格審査申請又は中間年における建設工事入札参加資格者名簿更新の申請に係る名簿更新日時時点で、①事業を開始した日以後の期間が10年未満の個人又は②設立の日以後の期間が10年未満の会社（みなし大企業を除く。）</p> <p>注1）「中小企業者」は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に定めるところによる。</p> <p>注2）「みなし大企業」は、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者</p> <p>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p>	4点
7 男女共同参画社会づくり協定締結	建設工事入札参加資格者となった日からその資格の有効期間の末日まで。ただし、	建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、兵庫県の男女共同参画社会づくり条例（平成14年条例第11号）第13条の規定に基づき、県と男女共同参画社会形成に係る協定を締結している場合	8点
8 子育て応援協定締結	建設工事入札参加資格審査申請以後その年の12月末日までにその要件を欠いた場合は、その要件を欠いた日の属する年の翌年の6月末日まで。	建設工事入札参加資格審査申請時又は建設工事入札参加資格審査申請の中間年の建設工事入札参加資格者名簿更新の申請時に、兵庫県子育て応援協定要綱に基づき子育て応援協定で家庭に配慮した取組を行うことについて県と協定を締結している場合	8点

9 社会貢献活動等	(1) 県と災害 応急対策業 務に関する 協定等締結	要件に該当した年度の翌年度の7月1日から2年間	次のいずれかに該当する場合 ア 災害発生時に、県から支援要請できる次の協定締結等をした場合 (ア) 災害時における応急対策業務に関する協定締結 (イ) 災害対策等緊急連絡網への登録 (ウ) 被災建築物応急危険度判定士の在籍 イ 緊急小規模工事請負契約を締結した場合 ウ 県が管理する道路又は兵庫県立但馬飛行場における除雪業務又は凍結防止剤散布業務の委託契約を締結した場合	点数は、格付に使用する経営事項審査結果の建設機械保有台数に応じて次表のとおりとする。														
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設機械保有台数</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 台以上</td> <td>2 2 点</td> </tr> <tr> <td>4 台</td> <td>2 0 点</td> </tr> <tr> <td>3 台</td> <td>1 8 点</td> </tr> <tr> <td>2 台</td> <td>1 6 点</td> </tr> <tr> <td>1 台</td> <td>1 4 点</td> </tr> <tr> <td>0 台</td> <td>(基準点) 1 2 点</td> </tr> </tbody> </table>	建設機械保有台数	点 数	5 台以上	2 2 点	4 台	2 0 点	3 台	1 8 点	2 台	1 6 点	1 台	1 4 点	0 台
	建設機械保有台数	点 数																
	5 台以上	2 2 点																
	4 台	2 0 点																
	3 台	1 8 点																
	2 台	1 6 点																
1 台	1 4 点																	
0 台	(基準点) 1 2 点																	
(2) 協定等に 基づく要請 による出動		災害発生時に、(1)に基づく要請を受けて出動した場合	1 6 点															
(3) 地域づく りのために 資する重要 な活動		県の条例、県との協定等に基づいた「県が関係する地域づくり活動」への主体的な参加又はその推進に係る県との協働を行った場合	8 点															
(4) 県が管理 する道路、 河川等の公 共施設への 愛護活動		県が管理する道路、河川等の公共施設において、清掃・美化、除草、草刈り、植樹（低木）管理、植栽等の快適な生活環境を創出する活動を行った場合	6 点															
(5) 県の関係 事業に対す る支援		県又は県の関係事業（県が実施する事業、県との協定に基づいて関係団体が実施する事業及び県が関係団体に委託した事業）に対して寄附を行った場合	6 点															
(6) 就業体験 事業等への 協力	要件に該当した年度の翌年度の7月1日から2年間。ただし、イの場合は1年間。	次のいずれかに該当する場合 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第6章に定める県内の工業系又は農業系の学科のある高等学校、同法第10章に定める県内の工業高等専門学校、同法第11章に定める県内の専修学校、同法第12章に定める県内各種学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて設置された県立職業能力開発施設で実施された就業体験事業等に協力した場合 イ アに該当する者を下請負人とした工事請負契約を締結し、又はこれに該当した者を下請負人とした場合	8 点															

(7) 若年技術者の新規採用	要件に該当した年度の翌年度の7月1日から2年間。ただし、加点の対象となった若年技術者を当該翌年度に雇用していない場合は1年間。	<p>県内建設業者が若年技術者（29歳以下）を新規採用し、県に報告した場合（上限5人）</p> <p>点数は、採用人数に応じて次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="660 248 1465 539"> <tr> <td>男性</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>4人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>0人</td> <td>4点</td> <td>8点</td> <td>12点</td> <td>16点</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1人</td> <td>6点</td> <td>10点</td> <td>14点</td> <td>18点</td> <td>22点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2人</td> <td>12点</td> <td>16点</td> <td>20点</td> <td>24点</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3人</td> <td>18点</td> <td>22点</td> <td>26点</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4人</td> <td>24点</td> <td>28点</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5人</td> <td>30点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	男性	0人	1人	2人	3人	4人	5人	女性	0人	4点	8点	12点	16点	20点		1人	6点	10点	14点	18点	22点		2人	12点	16点	20点	24点			3人	18点	22点	26点				4人	24点	28点					5人	30点					
男性	0人	1人	2人	3人	4人	5人																																														
女性	0人	4点	8点	12点	16点	20点																																														
	1人	6点	10点	14点	18点	22点																																														
	2人	12点	16点	20点	24点																																															
	3人	18点	22点	26点																																																
	4人	24点	28点																																																	
	5人	30点																																																		
(8) 地域安全まちづくり活動	要件に該当した年度の翌年度の7月1日から2年間	ひょうご地域安全まちづくり推進協議会が実施する地域安全まちづくり活動に参加して安全で快適なくらしを実現するための活動に取り組んだ場合	6点																																																	
(9) 刑務所出所者等の雇用	要件に該当した年の翌年の7月1日から2年間。ただし、イの場合は1年間。	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者を3か月以上雇用した場合</p> <p>(7) 刑事施設を出所又は少年院を出院した者（ただし、出所又は出院した日から2年以内の者に限る。）</p> <p>(イ) 更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者、同法第85条に定める更生緊急保護の対象者又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項に定める保護観察に付された者（これらの対象でなくなった日から1年を経過しない者を含む。）</p> <p>イ アに該当する者を下請負人とした工事請負契約（30万円以上）を締結し、又はこれに該当した者を下請負人とした場合</p>	16点																																																	
(10) 建設業暴力追放活動	要件に該当した年の翌年の7月1日から2年間	公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターが実施する不当要求防止責任者講習会又は同講習会と同等と認められる研修会等に参加して暴力団による不当な影響の排除に取り組んだ場合	6点																																																	

【資格制限・指名停止数値】

項 目	反映する期間	要 件	点 数
1 資格制限	資格制限年度の翌年度の7月1日から1年間	県の入札参加資格制限を受けた場合	-16点
2 指名停止	指名停止措置年度の翌年度の7月1日から1年間	県から6か月以上の指名停止措置を受けた場合	-16点